

第2期

三宅町地域福祉計画・地域福祉活動計画

骨子案

令和6年8月

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 関連計画.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画策定の方法.....	4
(1) 「アンケート調査」による住民の現状やニーズの把握.....	4
(2) 「みやぼうプロジェクト会議」による第1期計画の検証.....	4
(3) 団体ヒアリングによる課題把握.....	5
(4) 策定委員会での計画案の検討・協議.....	5
(5) パブリックコメントによる意見聴取.....	5
6 本計画をめぐる国や社会の動向.....	6
(1) 地域共生社会づくりの要請.....	6
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響.....	8
(3) 介護保険制度における「生活支援体制整備事業」の展開.....	8
(4) 生活困窮者自立支援制度の展開.....	9
(5) 地域での支えあいによる防災対策強化の必要性の高まり.....	10
(6) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの要請.....	11
(7) 「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行.....	12
第2章 三宅町の状況	13
1 人口の推移と推計.....	13
2 支援が必要な人の状況.....	14
3 アンケート調査による住民の現状とニーズ.....	15
(1) 毎日の暮らしの中で負担感、不安感を感じている住民がいる.....	15
(2) 現在、引きこもっている住民もいる.....	15
(3) ほとんど近所付き合いがない住民が約1割.....	16
(4) 2割強の住民がボランティア活動に参加している.....	17
(5) 多くの住民が支え合い・助け合いの重要性を認識している.....	17

(6) 地域での支援や協力の意識は高い.....	18
(7) 多機関協働による相談支援が求められている.....	19
(8) MiiMoの利用が進んでいるが、偏りもみられる.....	20
4 「団体ヒアリング」で出された意見の要旨.....	21
(1) ボランティア.....	21
(2) 移動手段.....	21
(3) 福祉のまちづくり.....	22
5 「みやぼうプロジェクト会議」で出された意見の要旨.....	23
(1) 地域のよい変化.....	23
(2) 地域のよくない変化.....	23
(3) 第2期計画に盛り込むべき「次の一手」.....	24

第3章 計画の基本的な考え方..... 25

1 計画の基本理念.....	25
2 計画の体系.....	26

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

三宅町では、令和元年度に、地域福祉を推進していくための行政計画である「三宅町地域福祉計画」と、地域福祉の推進主体である「三宅町社会福祉協議会」（町社協）の活動指針である「三宅町地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

この度、この計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行い、国・県の動向を踏まえ、本町の地域福祉に関する取組の方向性を示す指針として、「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

なお、市町村では「自殺対策基本法」に基づく「自殺対策計画」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）に基づく「再犯防止推進計画」の策定が求められていることから、本計画は、これらの計画の内容を包含するものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。三宅町社会福祉協議会と連携を図りながら、三宅町社会福祉協議会が策定する「三宅町地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

〔参考〕社会福祉法第107条（抜粋）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

「自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」の根拠条文は以下のとおりです。

〔参考〕自殺対策基本法第13条第2項

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

〔参考〕成年後見制度利用促進法第14条

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔参考〕再犯防止推進法第8条

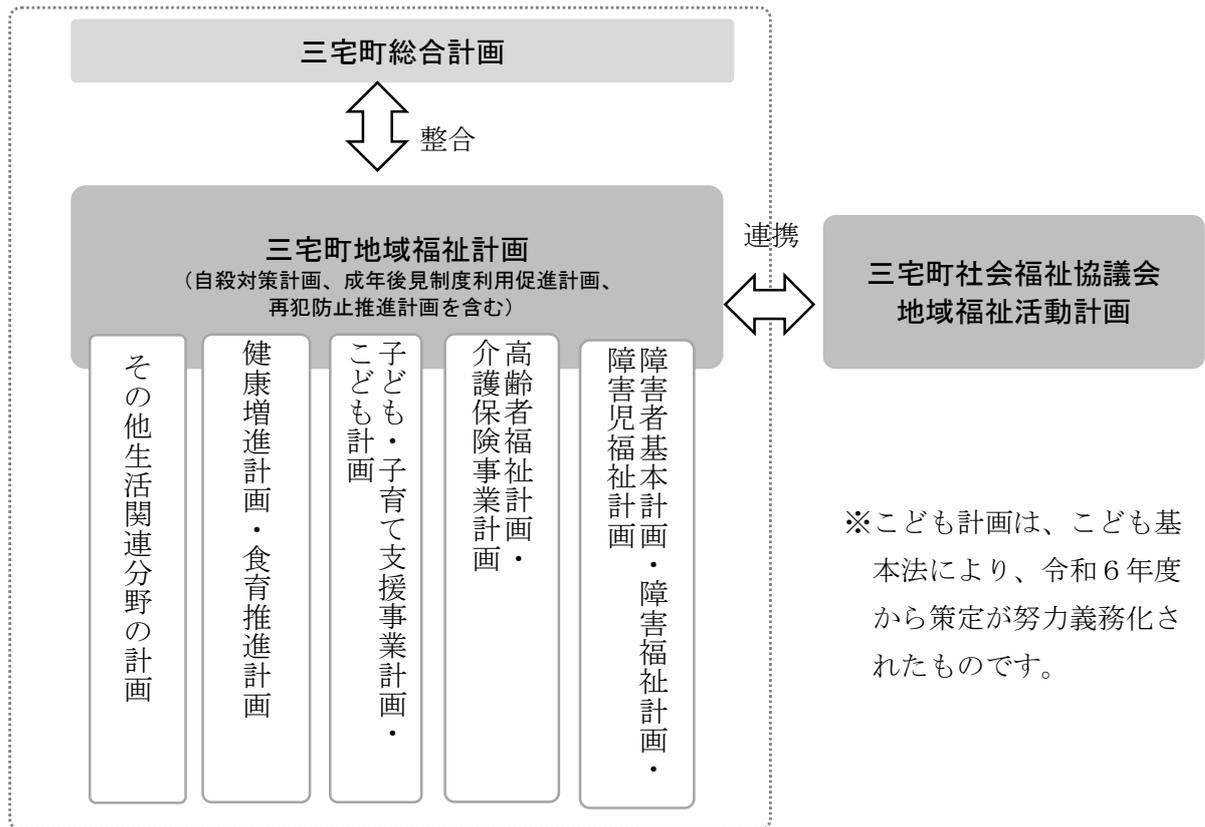
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 関連計画

本計画は、各福祉計画に共通する基本理念を掲げ、他分野と連携を図り、地域共生社会づくりを進めるための計画として、国・県・町の関係法令、関連計画、指針などとの整合を図りながら策定・推進します。

関連計画



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

計画の期間

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画					 第3期計画

5 計画策定の方法

(1) 「アンケート調査」による住民の現状やニーズの把握

地域福祉に関する住民の思いや意見を明らかにし、計画策定の基礎資料とするため、令和5年12月から令和6年1月にかけて、18歳以上の住民1,200人を対象にしたアンケートを実施しました（回収数443票、回収率36.9%）。

(2) 「みやぼうプロジェクト会議」による第1期計画の検証

「みやぼうプロジェクト会議」は、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を議題にグループワーク方式で意見交換を行う会議です。

第1期計画策定時に続き、第2期計画策定においても、地域の各種団体・組織に所属する19名の住民の参加を得て組織され、アドバイザーである川中大輔龍谷大学社会学部准教授の指導のもと、第1期計画の検証を3回シリーズで行いました。

「みやぼうプロジェクト会議」の工程

	開催日時・場所	テーマ	内容
1	令和5年12月9日 午後2～4時 三宅町文化ホール	地域福祉って？	<ul style="list-style-type: none">・自己紹介・地域福祉とは？・地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？・プロジェクト会議の進め方について・第1期計画の庁内検証・評価の報告
2	令和6年1月28日 午後2～4時 三宅町文化ホール	第1期計画の 検証・評価 Part 1	<ul style="list-style-type: none">・第1期計画の基本目標Ⅰ「みんなが『関心をもつ』きっかけがあるまち」及び基本目標Ⅱ「みんながいきいきと『活躍できる』まち」について、検証・評価を行う
3	令和6年3月2日 午後2～4時 保健福祉施設あざさ 苑内会議室	第1期計画の 検証・評価 Part 2	<ul style="list-style-type: none">・第1期計画の基本目標Ⅲ「みんなが『つながる』『支え合う』まち」及び基本目標Ⅳ「みんなに『届く』安心・安全なまち」について、検証・評価を行う

(3) 団体ヒアリングによる課題把握

町から関係団体に対し、ヒアリング調査を行い、課題把握に努めました。

関係団体の実施状況

年月	団体名	備考
令和5年10月17日	社会福祉法人ひまわり	
令和5年10月17日	社会福祉法人三宅町社会福祉協議会	
令和6年7月10日	三宅町ボランティア連絡協議会	
令和6年7月10日	みやけまちづくりの会	
令和6年7月11日	三宅町老人クラブ連合会	

(4) 策定委員会での計画案の検討・協議

学識経験者や福祉・保健・医療関係者、地域団体関係者など19名で構成される策定委員会で計画案の検討・協議を行いました。

(5) パブリックコメントによる意見聴取

6 本計画をめぐる国や社会の動向

(1) 地域共生社会づくりの要請

高齢者介護・福祉における「地域包括ケア」を始め、分野ごとの福祉が充実・深化する一方、複合的な課題やはざまの課題が顕在化している中で、国では、制度・分野の垣根や支え手・受け手の関係を超えて、包括的な支援体制を構築し、安心して暮らせる地域を創るという「地域共生社会づくり」を進めています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の支援の体制の整備が求められています。

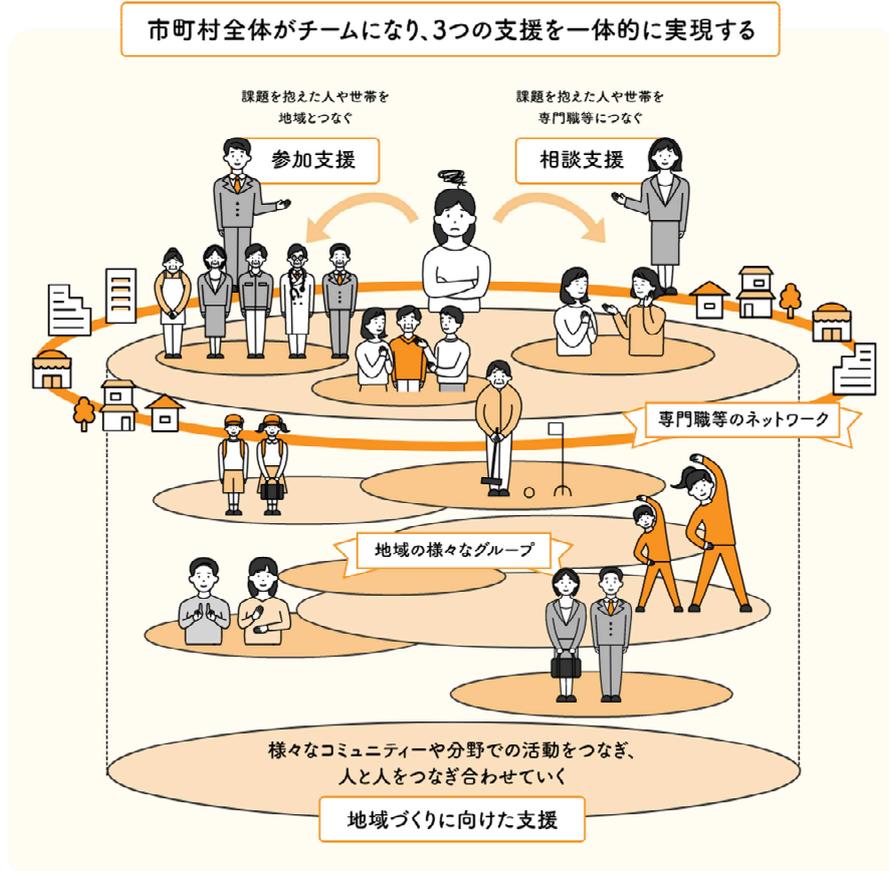
「地域共生社会」とは



資料：厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」（令和元年12月）

国では、「地域共生社会づくり」は、地域の人と人をつなぐ「地域づくりに向けた支援」、課題を抱えた人・世帯を専門職等につなぐ「包括的な相談支援」、課題を抱えた人・世帯を地域とつなぐ「参加支援」という「3つの支援」を一体的に推進するよう、市町村に働きかけています。

「地域共生社会づくり」のイメージ



資料：厚生労働省地域共生社会ポータルサイト

「地域共生社会づくり」を進めていくため、令和3年4月の社会福祉法改正により「重層的支援体制整備事業」（法第106条の4）も創設されており、本町においても事業の活用を検討していくことが求められます。

「重層的支援体制整備事業」における各事業の概要

包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号)	◇属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。
	◇支援機関のネットワークで対応する。
	◇複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。
参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)	◇社会とのつながりを作るための支援を行う。
	◇利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。
	◇本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号)	◇世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。
	◇交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。
	◇地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)	◇支援が届いていない人に支援を届ける。
	◇会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける。
	◇本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号)	◇市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。
	◇重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。
	◇支援関係機関の役割分担を図る。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症が令和元年末から令和4年度にかけて世界的に広がり、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしました。感染防止のために、人と人が距離を取り、接触する機会を減らすことが求められた結果、地域の様々な活動が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。令和5年5月に国としての一律の制限をせず国民の主体的な選択にゆだねる「5類感染症」に移行したものの、完全収束を果たしたわけではなく、今後も、新型コロナウイルス感染症をはじめとする自然の脅威と向き合い、安全・安心に暮らせる地域づくりを進めていくことが求められます。

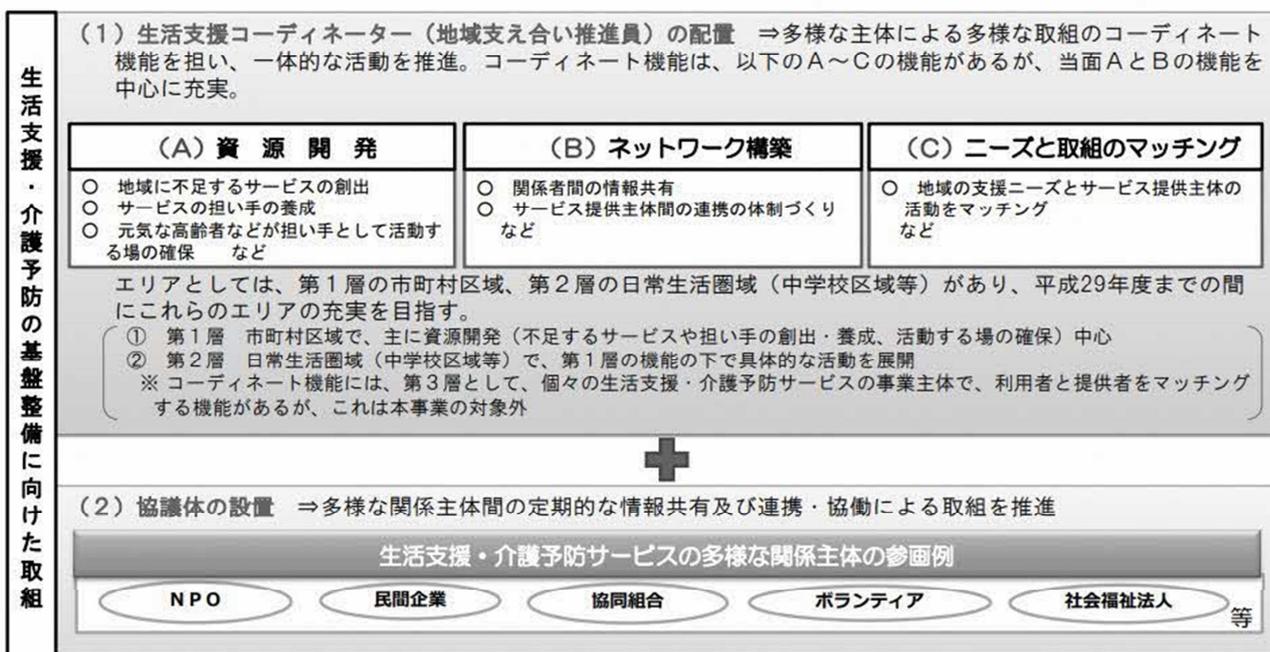
(3) 介護保険制度における「生活支援体制整備事業」の展開

平成27年度から、地域住民自身が地域生活課題を把握し、その解決を図るため、介護保険制度に「生活支援体制整備事業」が導入され、本町でも取り組んでいます。

「生活支援体制整備事業」は、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を中心に、地域の様々な団体による「協議体」での話し合いを進め、住民主体の生活支援サービスの実現に結びつけるなど、地域福祉の発展を目指す事業であり、本町においても、当該事業を活用した地域づくりを一層進めていくことが求められます。

国の「生活支援体制整備事業」の説明資料

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

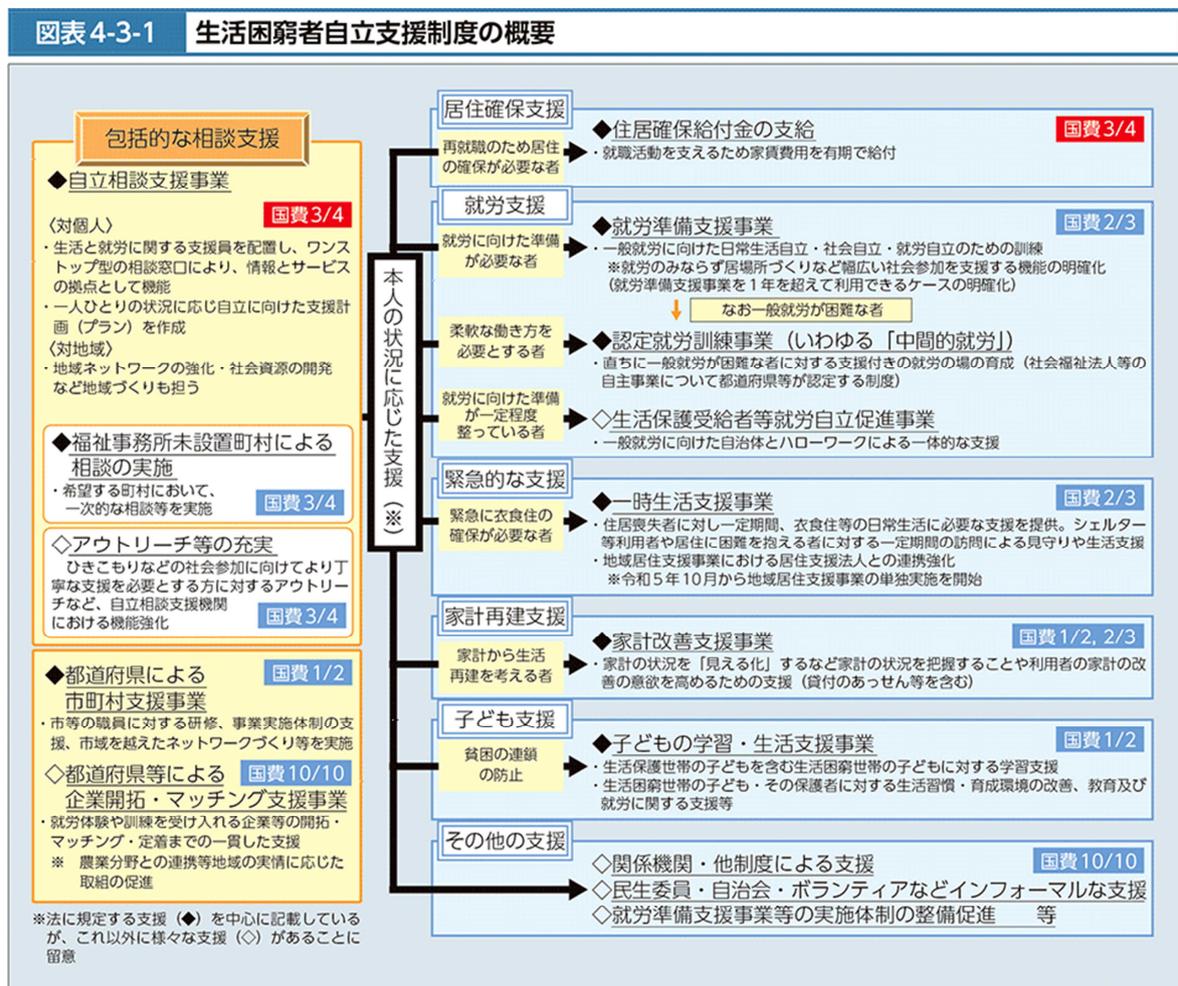


(4) 生活困窮者自立支援制度の展開

平成 27 年度から施行された生活困窮者自立支援制度は、相談窓口配置された専門の支援員が、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作り、寄り添いながら自立を支援していく制度です。

生活困窮者自立支援制度は、複合的な課題により生活困窮の状況にある住民を支援する制度として、地域共生社会づくりの重要な一角を担う制度であり、充実を図っていくことが求められます。

生活困窮者自立支援制度の概要



資料：令和5年度版厚生労働白書

(5) 地域での支えあいによる防災対策強化の必要性の高まり

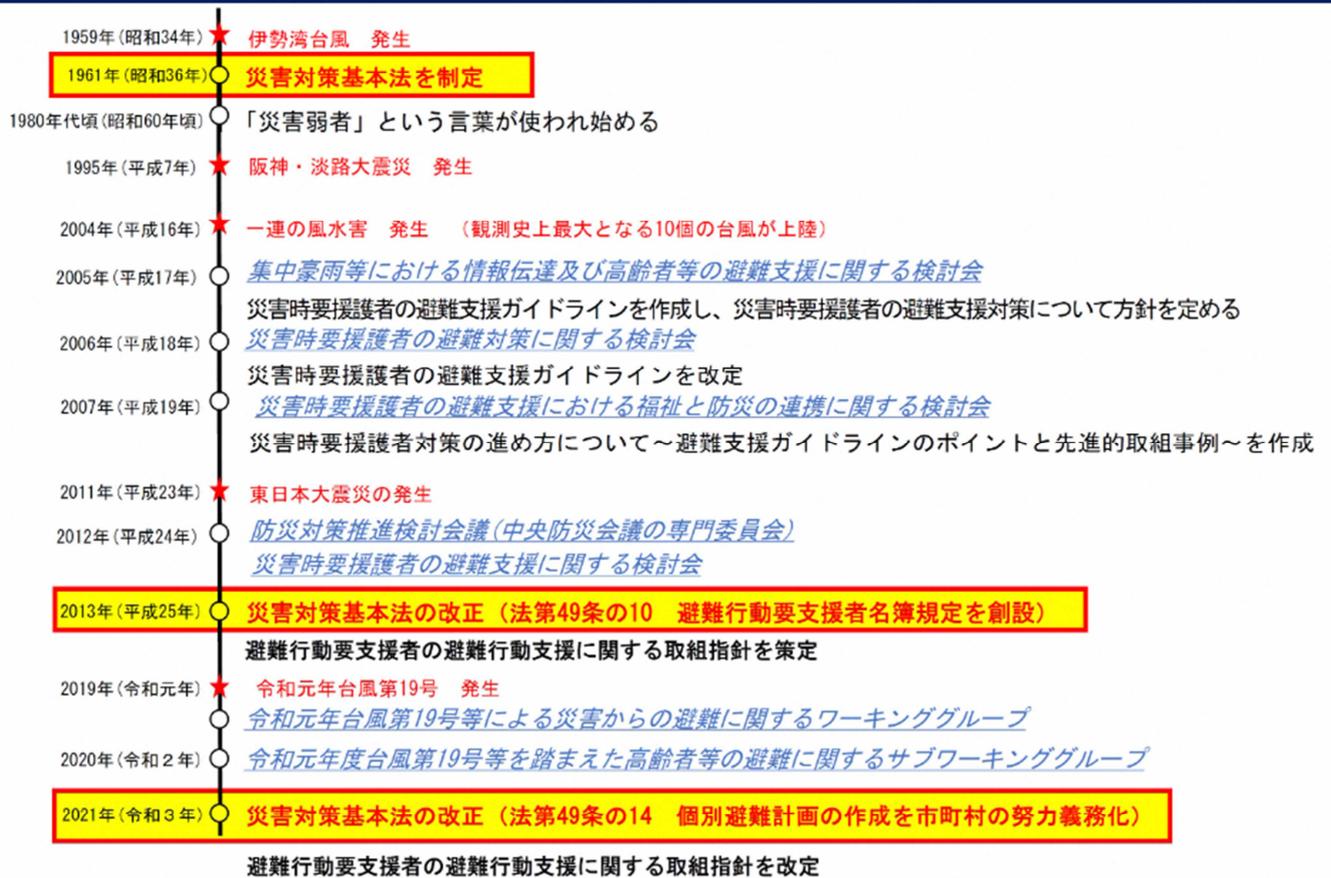
災害対策は、阪神・淡路大震災により、自助・共助の必要性が社会で認識され、自主防災組織の活動が大きく発展しました。その後、平成17年頃には、「災害時要援護者」の避難支援対策を進めるよう、国がガイドライン等の作成を進め、市町村においても「災害時要援護者支援計画」を定めました。

平成23年に東日本大震災が発生し、その後も大きな災害が続く中で、高齢化の進展もあいまって、自助・共助の一層の必要性が叫ばれており、令和3年には災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者」一人ひとりの支援者を具体的に定め、確実な支援につなげる「個別避難計画」の策定が市町村の努力義務となりました。

こうした一連の流れを受けて、本町においても、地域での支えあいによる防災対策を一層強化していく必要があります。

個別避難計画の努力義務化までの流れ

避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ



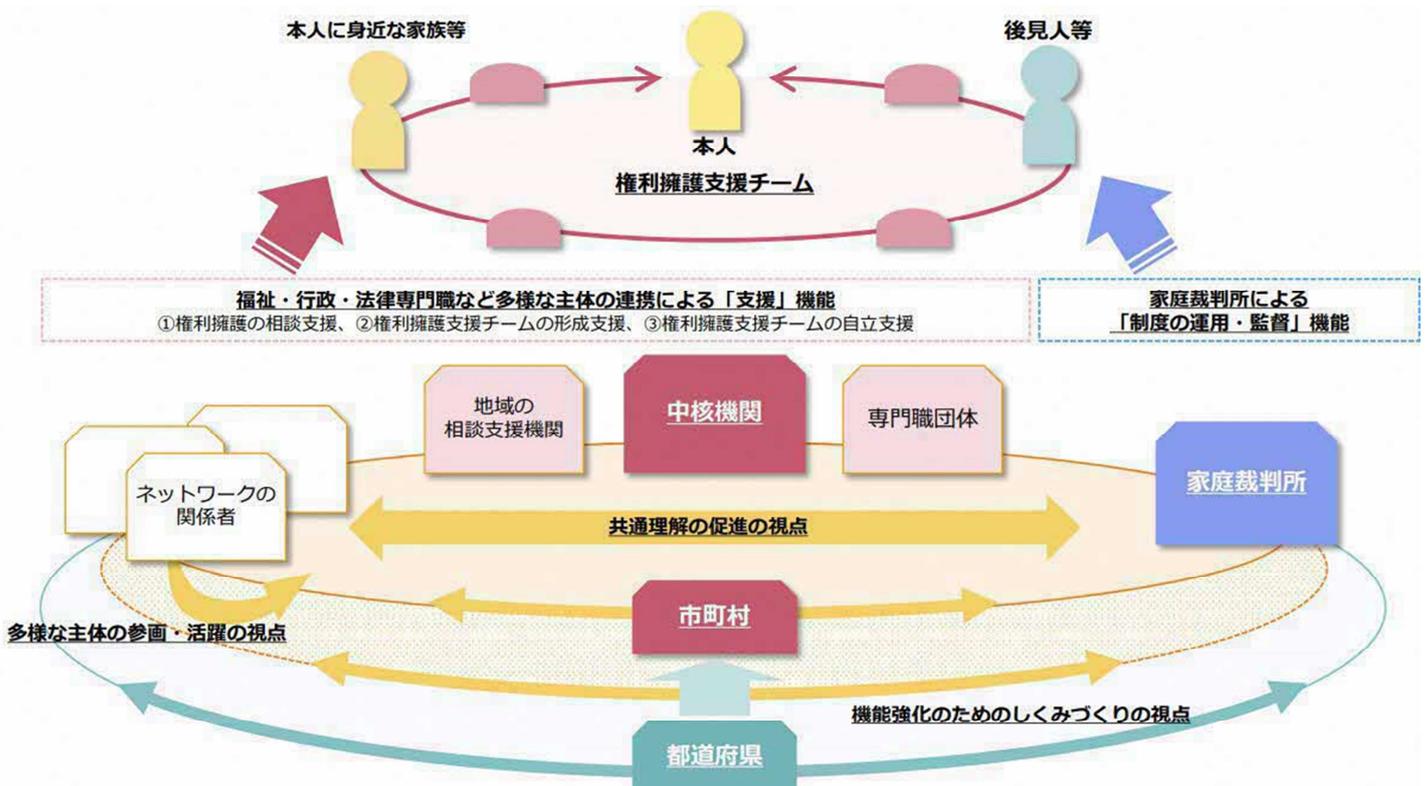
資料：内閣府（防災担当）

(6) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの要請

認知症や障がいなどにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う必要性があります。しかし、そのための一つの方策である成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。そのような状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)が平成28年に制定され、市町村が成年後見制度利用促進計画を定めることとされました。

国では、令和4年度からの第二期において、権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の形成を目指しており、本町においても、その取組を進めていく必要があります。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」のイメージ



資料：厚生労働省「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」

(7) 「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行

我が国においては、約3割の再犯者によって約6割の犯罪が行われるなど、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる地域社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。

このような現状を踏まえ、国は、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、国の責務の明確化や市町村の取り組みを推進するため、地方再犯防止推進計画の策定を努めることとされました。

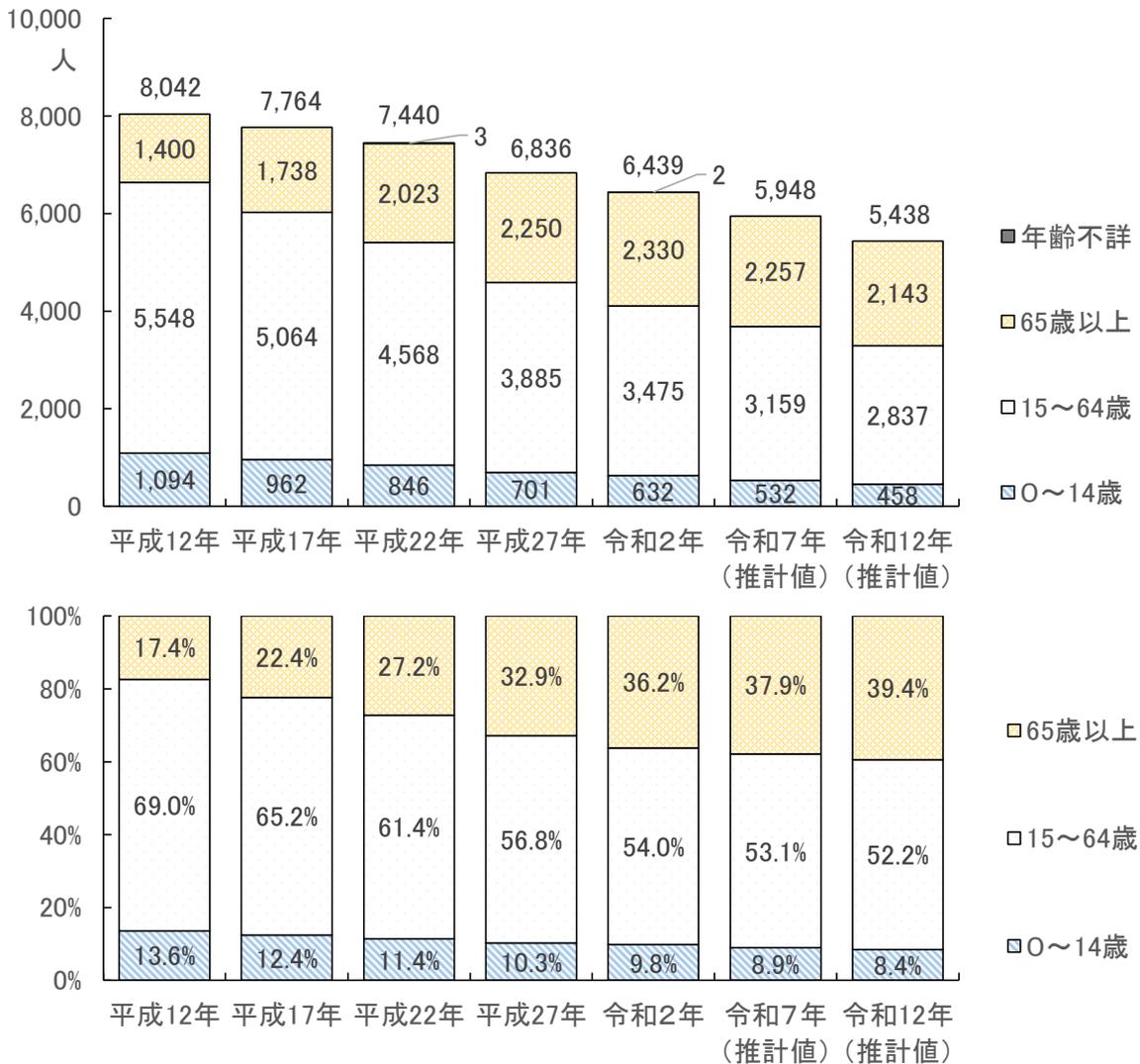
第2章 三宅町の状況

1 人口の推移と推計

国勢調査による本町の令和2年の人口は6,439人で、わが国全体の人口減少下にあつて、平成12年から減少傾向が続いています。また、令和2年の高齢化率は36.2%、年少人口比率は9.8%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少、少子高齢化が進むと予想されます。

年齢3区分別人口の推移と推計



資料：実績は国勢調査。推計は国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計。

2 支援が必要な人の状況

要介護高齢者、障がい者など、支援が必要な人（福祉サービスの利用者等）の概数は、以下の通りです。

支援が必要な人の概数

項目	人数	備考
要介護高齢者	450 人	令和 6 年 4 月 1 日の要介護認定者数（要支援を含む）
身体障がい者	286 人	令和 6 年 4 月 1 日の身体障害者手帳所持者数
知的障がい者	87 人	令和 6 年 4 月 1 日の療育手帳手帳所持者数
精神障がい者	80 人	令和 6 年 4 月 1 日の精神障害者保健福祉手帳所持者数
児童発達支援 利用児童	6 人	令和 5 年度の月平均利用実人数
放課後等デイサー ビス利用児童	27 人	令和 5 年度の月平均利用実人数
生活保護受給者	128 人	令和 6 年 4 月 1 日現在
生活困窮者自立 支援制度相談者	2 件	令和 5 年度の新規相談受付件数
在留外国人	108 人	令和 6 年 4 月 1 日現在

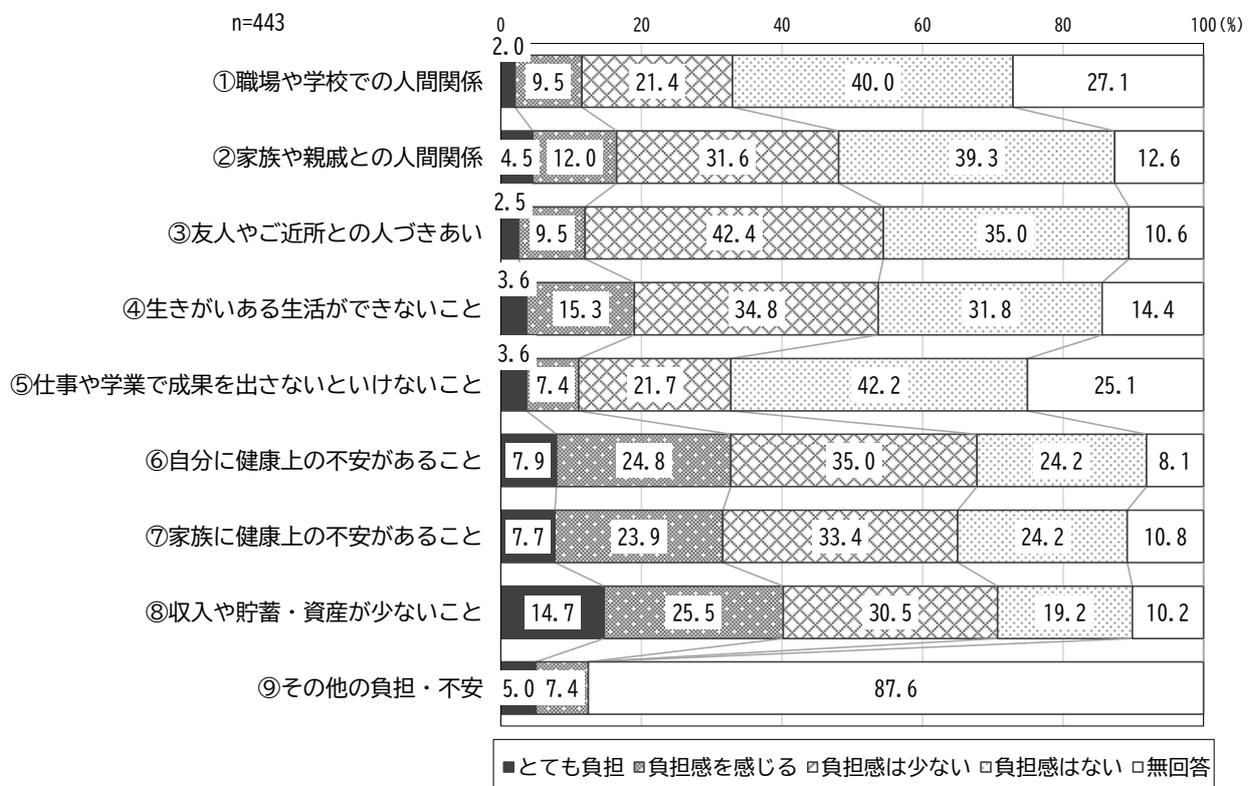
3 アンケート調査による住民の現状とニーズ

アンケート調査結果の概要は、以下の通りです。

(1) 毎日の暮らしの中で負担感、不安感を感じている住民がいる

毎日の暮らしの中で負担感、不安感を感じる事柄をたずねたところ、多くの住民は「負担感はない」や「負担感が少ない」と回答しているものの、「①職場や学校での人間関係」の「とても負担」が2.0%など、負担感、不安感を感じ、悩んでいる住民が一定程度いる現状がみてとれます。

暮らしの中で負担感、不安感を感じている状況



(2) 現在、引きこもっている住民もいる

引きこもりの経験の有無をたずねたところ、「過去にある」が3.6%、「現在も」が0.7%で、『ある』は合わせて4.3%となっています。

「現在も」はアンケート回答者では3人ですが、三宅町の対象人口に換算すると、30～40人程度と推測されます。

引きこもりの経験の有無

	合計	問29 引きこもりの状態の経験の有無				統合 ある	
		過去にあ る	現在も	ない	無回答		
全体	443 100.0	16 3.6	3 0.7	408 92.1	16 3.6	4.3	
性別	男性	201 100.0	10 5.0	1 0.5	183 91.0	7 3.5	5.5
	女性	233 100.0	6 2.6	2 0.9	217 93.1	8 3.4	3.4
年齢 4区 分	18～30代	60 100.0	3 5.0	1 1.7	55 91.7	1 1.7	6.7
	40～50代	89 100.0	9 10.1	0 0.0	80 89.9	0 0.0	10.1
	60～70代	185 100.0	2 1.1	1 0.5	176 95.1	6 3.2	1.6
	80歳以上	102 100.0	2 2.0	1 1.0	90 88.2	9 8.8	2.9

(3) ほとんど近所付き合いがない住民が約1割

近所づきあいの状況をたずねたところ、「ほとんど付き合いがない」は11.3%で、「18～30代」、「40～50代」では2割前後あります。

近所づきあいの状況

	合計	問13 近所づきあいの程度						統合 困ったと きに、助 け合える 人がいる	
		困ったと きに、何 でも相談 し助け合 える人が いる	困ったと きに、内 容によっ ては相談 し助け合 える人が いる	世間話を する程度 の人がい る	挨拶をす る程度 の人がい る	ほとんど 付き合い がない	無回答		
全体	443 100.0	36 8.1	105 23.7	114 25.7	131 29.6	50 11.3	7 1.6	31.8	
性別	男性	201 100.0	13 6.5	46 22.9	50 24.9	63 31.3	27 13.4	2 1.0	29.4
	女性	233 100.0	22 9.4	56 24.0	62 26.6	67 28.8	22 9.4	4 1.7	33.5
年齢 4区 分	18～30代	60 100.0	4 6.7	5 8.3	6 10.0	33 55.0	12 20.0	0 0.0	15.0
	40～50代	89 100.0	4 4.5	16 18.0	21 23.6	29 32.6	17 19.1	2 2.2	22.5
	60～70代	185 100.0	18 9.7	46 24.9	61 33.0	48 25.9	11 5.9	1 0.5	34.6
	80歳以上	102 100.0	9 8.8	36 35.3	26 25.5	19 18.6	9 8.8	3 2.9	44.1

(4) 2割強の住民がボランティア活動に参加している

この1年間のボランティア活動への参加の有無をたずねたところ、「参加した」は23.0%で、“60～70代”は30.8%と割合が高く、“40～50代”は11.2%と低くなっています。

ボランティア活動の参加状況

		合計	問21 この1年間のボランティア活動の参加状況		
			参加した	参加していない	無回答
全体		443 100.0	102 23.0	325 73.4	16 3.6
性別	男性	201 100.0	50 24.9	144 71.6	7 3.5
	女性	233 100.0	47 20.2	177 76.0	9 3.9
年齢4区分	18～30代	60 100.0	11 18.3	49 81.7	0 0.0
	40～50代	89 100.0	10 11.2	79 88.8	0 0.0
	60～70代	185 100.0	57 30.8	119 64.3	9 4.9
	80歳以上	102 100.0	21 20.6	74 72.5	7 6.9

(5) 多くの住民が支え合い・助け合いの重要性を認識している

地域の課題の解決のために、住民同士の自主的な支え合い・助け合いが必要だと思ふかをたずねたところ、「必要だと思ふ」は回答者全体の73.8%で、男女とも、また、どの年齢層も、「必要だと思ふ」が高い割合となっており、その重要性を認識していることがわかります。

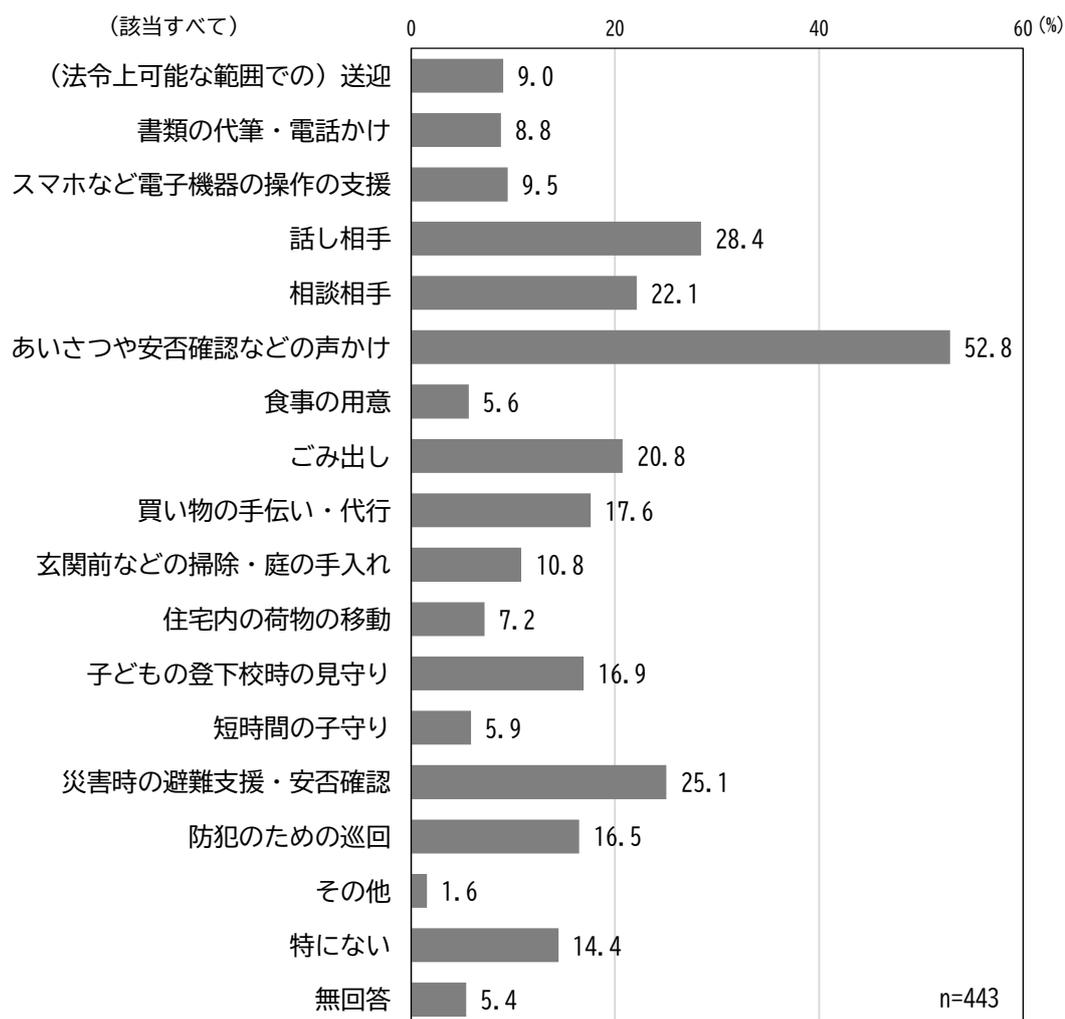
住民同士の自主的な支え合い・助け合いに対する意識

		合計	問15 住民同士の自主的な支え合い・助け合いの必要性			
			必要だと思ふ	必要だと思わない	わからない	無回答
全体		443 100.0	327 73.8	28 6.3	74 16.7	14 3.2
性別	男性	201 100.0	148 73.6	18 9.0	29 14.4	6 3.0
	女性	233 100.0	173 74.2	10 4.3	43 18.5	7 3.0
年齢4区分	18～30代	60 100.0	39 65.0	7 11.7	14 23.3	0 0.0
	40～50代	89 100.0	54 60.7	8 9.0	24 27.0	3 3.4
	60～70代	185 100.0	150 81.1	9 4.9	23 12.4	3 1.6
	80歳以上	102 100.0	80 78.4	4 3.9	11 10.8	7 6.9

(6) 地域での支援や協力の意識は高い

自分自身がお近所で支援や協力できることをたずねたところ、「あいさつや安否確認などの声かけ」が52.8%にのぼるほか、「話し相手」(28.4%)、「災害時の避難支援・安否確認」(25.1%)、「相談相手」(22.1%)、「ごみ出し」(20.8%)など、多くの項目で「支援や協力ができる」が1～3割程度あります。

自分自身がお近所で支援や協力できること

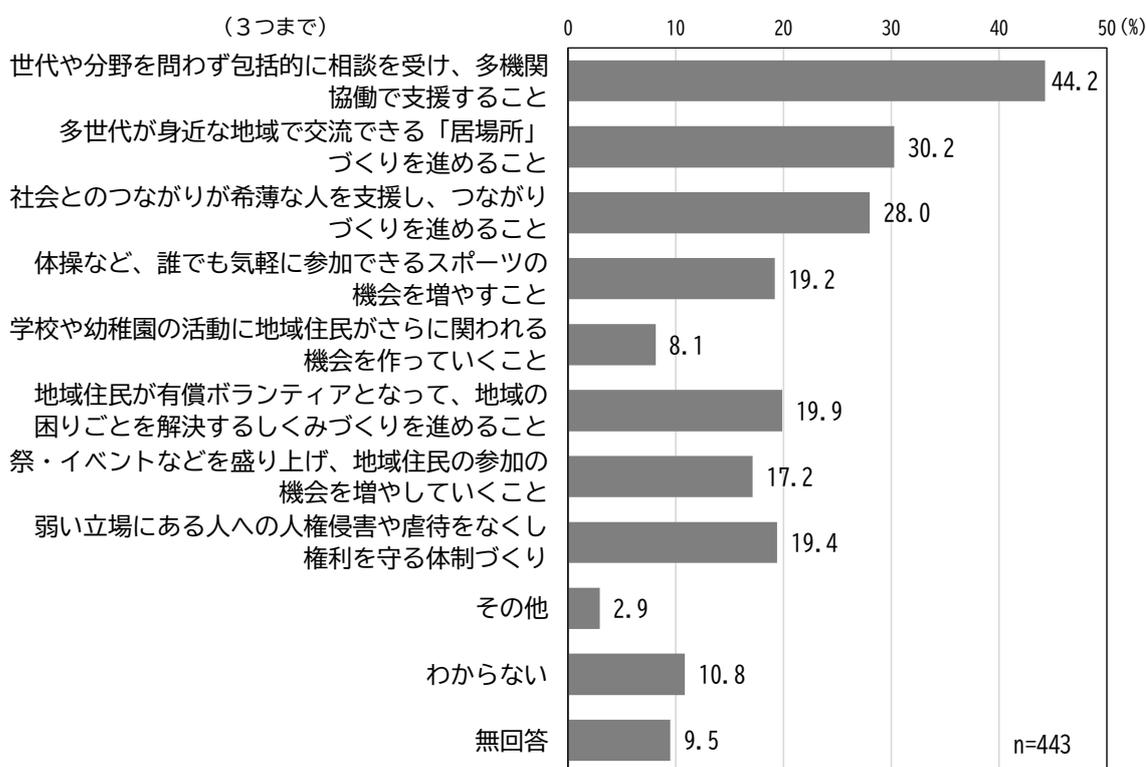


(7) 多機関協働による相談支援が求められている

「孤独・孤立ゼロ」の、誰も取り残さない「全員参加支援」を進めていくために優先して進めるべき施策をたずねたところ、「世代や分野を問わず包括的に相談を受け、多機関協働で支援すること」が44.2%で最も高く、次いで「多世代が身近な地域で交流できる「居場所」づくりを進めること」(30.2%)、「社会とのつながりが希薄な人を支援し、つながりづくりを進めること」(28.0%)と続きます。

三宅町においても「強い負担感、不安感を感じる住民」や「引きこもっている住民」がいる中で、重層的支援のための包括的な相談支援や多機関協働支援の必要性を住民の多くが認識していると言えます。

「全員参加支援」を進めていくために優先して進めるべき施策



(8) MiiMoの利用が進んでいるが、偏りもみられる

住民の交流を促進し、地域の活性化を図る施設として令和3年12月に開設した「三宅町交流まちづくりセンターMiiMo」を利用した回数をたずねたところ、約3年の間に一度も利用したことがない住民も34.5%にのぼり、世代や居住地区によって利用の偏りもみられました。

MiiMo を利用した回数

	合計	問34 これまでMiiMoを利用した回数					統合 利用 経験率		
		0回	1回 ～5回	6回 ～19回	20回以上	無回答			
全体	443 100.0	153 34.5	170 38.4	58 13.1	52 11.7	10 2.3	63.2		
居住地区	伴堂	86 100.0	22 25.6	33 38.4	18 20.9	11 12.8	2 2.3	72.1	
	伴堂1丁目	5 100.0	0 0.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	100.0	
	伴堂2丁目	11 100.0	2 18.2	5 45.5	2 18.2	2 18.2	0 0.0	81.8	
	小柳	12 100.0	5 41.7	1 8.3	3 25.0	2 16.7	1 8.3	50.0	
	但馬	40 100.0	12 30.0	18 45.0	4 10.0	4 10.0	2 5.0	65.0	
	上但馬	33 100.0	16 48.5	8 24.2	3 9.1	5 15.2	1 3.0	48.5	
	上但馬団地	5 100.0	3 60.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	40.0	
	屏風	35 100.0	9 25.7	16 45.7	4 11.4	5 14.3	1 2.9	71.4	
	東屏風	52 100.0	12 23.1	21 40.4	11 21.2	7 13.5	1 1.9	75.0	
	三河	13 100.0	3 23.1	8 61.5	1 7.7	1 7.7	0 0.0	76.9	
	石見	141 100.0	66 46.8	51 36.2	10 7.1	12 8.5	2 1.4	51.8	
	同居家族	妊産婦・乳児 (1歳未満)	8 100.0	1 12.5	2 25.0	2 25.0	3 37.5	0 0.0	87.5
		乳児を除く 小学校前の幼児	22 100.0	4 18.2	3 13.6	5 22.7	10 45.5	0 0.0	81.8
小学生		21 100.0	4 19.0	6 28.6	3 14.3	8 38.1	0 0.0	81.0	
中学生・高校生		37 100.0	6 16.2	21 56.8	5 13.5	5 13.5	0 0.0	83.8	
短大生・専門学生・ 大学(院)生		30 100.0	8 26.7	14 46.7	5 16.7	3 10.0	0 0.0	73.3	
65歳以上の人		288 100.0	97 33.7	114 39.6	37 12.8	30 10.4	10 3.5	62.8	
介護を必要とする人 (要介護認定者)		50 100.0	16 32.0	19 38.0	7 14.0	5 10.0	3 6.0	62.0	
障がいのある人 (手帳所持者など)		46 100.0	18 39.1	17 37.0	7 15.2	3 6.5	1 2.2	58.7	
いずれもない		64 100.0	29 45.3	23 35.9	9 14.1	3 4.7	0 0.0	54.7	

4 「団体ヒアリング」で出された意見の要旨

「団体ヒアリング」で出された意見を、テーマごとに整理すると、以下のとおりです。

(1) ボランティア

- ◇ 三宅町はボランティア活動の盛んな町である。しかし、長年、ボランティア活動を行ってきた住民が高齢化し、活動の継続が困難になっているケースもある。新たな担い手を確保するために、有償ボランティア制度の創設なども検討していきたいが、有償ボランティアには担い手自身の抵抗感もある。(町社協)
- ◇ これまで行ってきたボランティア活動を、次の世代に、どうバトンタッチしていくのがよいかと日々考えている。後継者をどうするのか、と思いながら引き延ばしになっている。以前は子育ての終わった40代くらいの方が活動を始める流れがあったが、今はそういう状況ではない。今は共働き世帯が多く、活動を始めるのは難しいが、機会づくりは必要だと思う。(ボランティア連絡協議会)
- ◇ ボランティアでは、お金はもらいたくないという気持ちが本音だが、これからもボランティアを継続していく上で、無償で出来ることは限られている。後継者問題や、継続性のことから、有償ボランティアのことは考えていかなければならないと思う。(ボランティア連絡協議会)
- ◇ 「お助け隊」の活動は、利用者が喜んでくれるので、とてもやりがいもある。お礼の金品はもらわないことにしているが、もらった方が頼みやすいのかと思うこともある。(石見老人クラブ)

(2) 移動手段

- ◇ 高齢者の移動手段の確保が重要な課題。全国的に問題となっているが、買い物難民と言われる現象が本町にもある。社協だけで解決できる問題ではないが、災害時の対応と同様、関係機関の連携、役割分担を明確にし、地域での生活をより豊かなものにする必要がある。(町社協)
- ◇ 運転ボランティアも、お金を取らなければ白タクではないが、事故を起こした場合の問題がどうしてもついて回る。制度としての移送支援の可能性を検討している。(みやけまちづくりの会)

(3) 福祉のまちづくり

- ◇ 本町は小さな町である。それがゆえに横のつながりが強いのではないかと感じる。そうした強みを生かした福祉行政を実施できればと考える。(町社協)
- ◇ 合理的配慮は、日常生活において困難が生じた場合、その人に合わせた、その人が必要とするサポート、環境の調整で困難さを解消するということであり、法人としても、その人その人の状況を理解し、どうしたサポートが適切かを本人と検討し、支援を決定したいと考えている。義務化になって日は浅いが、今後、そうした考え方が社会に浸透していくことを望む。(社会福祉法人ひまわり)
- ◇ コミュニティ活動をしているのは60代以上ばかりであり、40代～50代は仕事があり、活動との掛け持ちは難しい。そのため、町や自治会でやるべき活動が、老人クラブの活動となってしまっている場合もある。(老人クラブ連合会)

5 「みやぼうプロジェクト会議」で出された意見の要旨

「みやぼうプロジェクト会議」のグループワークでは、テーマごとに、「地域のよい変化」と「地域のよくない変化」を整理した上で、「第2期計画に盛り込むべき『次の一手』」を検討しました。その概要は、以下の通りです。

(1) 地域のよい変化

「地域のよい変化」（「できたこと」や「うまくいっていること」も含む）は、176件の意見があがりました。「複合施設MiiMoの活用が進んでいる」を筆頭に、「子どもたちの登下校時の見守りがしっかりできている」など、コロナ禍の逆境の中でも、様々な活動が展開されたことがうかがわれます。

「地域のよい変化」に関する意見の分類

通番	要旨	件数
1	複合施設MiiMoの活用が進んでいる	17
2	子どもたちの登下校時の見守りがしっかりできている	13
3	地域での見守り活動が充実している	12
4	高齢者の活動や交流が盛ん	11
5	地域での防災・防犯の取り組みができている	10
6	子育て支援や子どもの居場所づくりが充実した	9
7	地域住民の交流やつながりが強化されている	9
8	多方面にわたるボランティア活動が行われている	7
9	地域で様々なイベントや講座が開催されている	7
10	福祉教育や職場体験が推進されている	7
11	その他	74
	合計	176

(2) 地域のよくない変化

「地域のよくない変化」（「十分にできていないこと」や「うまくいっていないこと」も含む）は、151件の意見があがりました。「高齢化により活動の継続が困難になってきている」、「若者の参加が少ない」、「情報発信が不足している」の3つが最も多くあがりました。

「地域のよくない変化」に関する意見の分類

通番	要旨	件数
1	高齢化により活動の継続が困難になってきている	14
2	若者の参加が少ない	14
3	情報発信が不足している	14
4	相談窓口の周知不足	13
5	「みやぼう活動」という言葉の周知不足	13
6	地域間の連携不足	10
7	福祉人材の不足	8
8	SNS やアプリの活用が不十分	8
9	防災意識の向上が必要	6
10	災害時の連携体制が不十分	6
11	イベントの参加者が固定化している	5
12	その他	45
	合計	151

(3) 第2期計画に盛り込むべき「次の一手」

「第2期計画に盛り込むべき『次の一手』（「改善点」も含む）は、117件の意見があがりました。「地域活動の情報発信」が最も多くあがりましたが、「行政と住民の連携強化」など、住民自身のアクションに関する意見も多くあがりました。

「次の一手」に関する意見の分類

通番	要旨	件数
1	地域活動のさらなる広報・情報発信	28
2	ボランティアや福祉職への研修や講座の充実	11
3	ボランティア活動のさらなる推進	9
4	行政と住民の連携強化	9
5	SNS やインターネットの活用	9
6	地域での集まる場所の提供	9
7	世代間交流の促進	8
8	移動支援や買い物支援の充実	6
9	住民と福祉施設との交流機会の拡充	5
10	福祉の職場からの住民への働きかけ	3
11	その他	27
	合計	117

第3章 計画の基本的な考え方

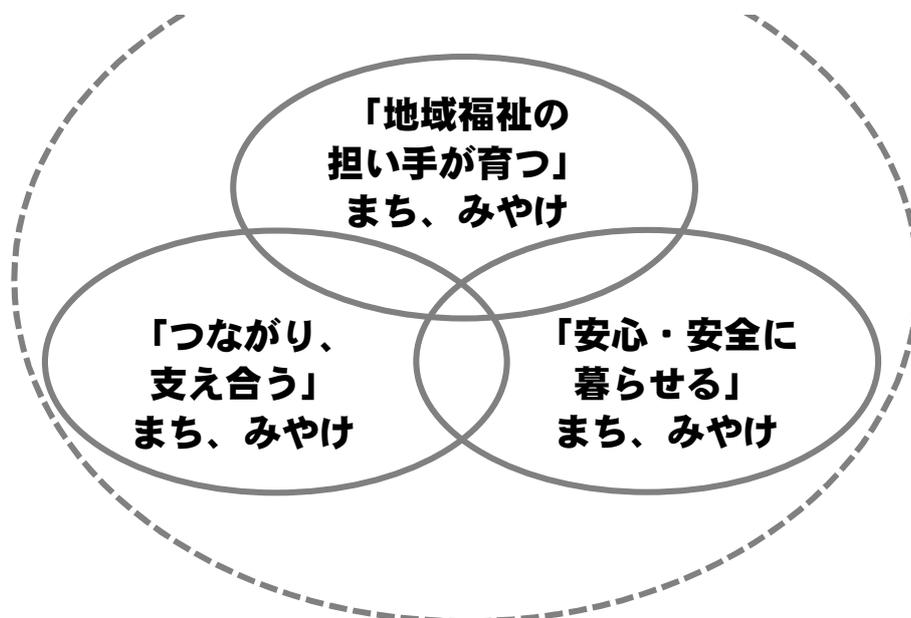
1 計画の基本理念

第1期地域福祉計画では、住民一人ひとりが主体となるとともに、住民、地域、福祉関係団体、町社協、行政がともに地域福祉の仕組みづくりを進めていくという考えのもと、「住民と一緒に作る みんなが安心して暮らせるまち、みやけ」を基本理念に掲げ、4つの基本目標「みんなが『関心をもつ』きっかけがあるまち」、「みんながいきいきと『活躍できる』まち」、「みんなが『つながる』『支え合う』まち」、「みんなに『届く』安心・安全なまち」をめざして施策を推進しました。

第2期計画では、第1期計画の考え方を踏襲するとともに、互いに助け合い、支え合うことにより住みよい暮らしを築いていくことができる社会をめざし、基本理念を「支え合い、みんなで創る みやけの暮らし」とし、「『地域福祉の担い手が育つ』まち、みやけ」、「『つながり、支え合う』まち、みやけ」、「『安心・安全に暮らせる』まち、みやけ」の3つの柱に基づき、施策を推進します。

基本理念と3つの柱

支え合い、みんなで創る みやけの暮らし



2 計画の体系

計画の体系は以下の通りです。3つの柱のもと、14本の基本施策を位置づけます。

